

ベトナムからの看護師・介護福祉士候補者の受入れに関する覚書  
(概要)

平成23年10月31日

外務省  
厚生労働省  
経済産業省

1 経緯

- (1) 我が国がベトナムから看護師・介護福祉士候補者を受け入れる可能性について、日越経済連携協定（EPA）（平成21年10月1日発効）は、協定の発効後、遅くとも2年以内に結論を得る目的で交渉を行う旨規定している。
- (2) 本年に入り、ベトナムにおける看護師国家資格制度に関する関連法令が制定され、本年11月15日に同制度が施行される予定である。
- (3) 日越両国は、日越EPAの規定に基づき交渉を行ってきた結果、我が国がベトナムから看護師・介護福祉士候補者を受け入れるとの結論に達し、10月31日の日越首脳会談において、両国首脳間でその旨を確認。会談の後、両首脳は「ベトナムからの看護師・介護福祉士候補者の受入れに関する覚書」（以下「覚書」という。）に署名した。

2 「覚書」の内容

- (1) 日越EPAに基づく交渉の結果、我が国は、今後二国間で詳細を定める枠組みに基づき、ベトナムから看護師・介護福祉士候補者を受け入れる。
- (2) ベトナム政府は、来年の早い時期を目標にベトナムにおいて日本語研修を開始することを目指し、日本政府とともに協力する。
- (3) 日越両国は、ベトナムからの看護師・介護福祉士候補者の受入れに係る法的拘束力を有する両国間の文書に関する交渉を開始し、来年3月までに結論に達するよう努める。

3 候補者受入れの基本的枠組み

ベトナムからの看護師・介護福祉士候補者の受入れに関しては、次のような基本的枠組みについて両国間で一致している。

- (1) 看護師・介護福祉士候補者となるためには、基本的に現地でしかるべく日本語研修を受けることを前提とした上で、一定の日本語能力を有することを条件のひとつとする。
- (2) 訪日後は、資格取得のため、これまでの我が国が締結したEPAと同様の期間及び滞在資格において滞在を認めるなどの扱いを行う。
- (3) その他の詳細は、今後越側と協議していくこととなっている。

(了)